静岡県賀茂農林事務所草刈機貸付要綱

平成 24 年 8 月 31 日

（趣　旨）

第１条　この要綱は、遊休農地（農地法第 30 条 3 項の「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」）の解消及び発生防止を図るため、静岡県賀茂農林事務所（以下、「賀茂農林」という）が所有する物品について、市町等に貸し付けるための必要な事項を定める。

（貸付物品の種類及び保管場所）

第２条　この要綱による貸し付けを行う物品（以下「貸付物品」という。）の種類、数量、品名・規格及び保管場所は、次のとおりとする。

物品の種類	数量	品名・規格	保管場所
乗用型草刈機 （取扱説明書含む）	1	刈馬王ハンマー RX－800	下田市中 531-1 静岡県下田総合庁舎内
アルミブリッジ	1	SBA 8-30-500	同上

（貸付対象）

第３条　貸付対象は、賀茂農林管内の市町、地域耕作放棄地対策協議会、地域農業再生協議会、伊豆太陽農業協同組合、農地・水保全管理組織、下田建設業協会員、農業者又は賀茂農林所長（以下「所長」という。）が必要と認める者とする。

（貸付期間及び貸付の更新）

第４条　貸付を行う期間は１ヶ月を限度とする。ただし、必要がある場合は、これを更新することができる。

（貸付料及び物品使用に要する費用負担）

第５条　物品の貸付は無料とする。

２　ただし、貸付物品の使用に要する燃料、オイル類、消耗品等の費用は、貸付の決定を受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。

（貸付及び貸付の更新の申し出）

第６条　貸付を受けようとする者は、物品借受申出書(様式第 1-1 号)により所長に申し出なければならない。(〒415-0016 下田市中 531-1 静岡県賀茂農林事務所 TEL:0558-24-2077)

２　前項の申し出は、貸付を受けようとする日の 10 日前までに行わなければならない。ただし、所長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。

３　借受者が、第４条の貸付の更新を受けようとするときは、物品借受更新申出書（様式第 1-2 号)により、貸付終了日の 5 日前までに所長へ申し出なければならない。ただし、所長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。

（貸付の決定）

第７条　所長は、前条の申出があったときは、借受者が遊休農地の解消及び発生防止を図る上で適正利用であるか等を確認し、速やかに貸付及びその更新の適否について決定し、物品貸付決定(却下)通知書(様式第 2 号)により 当該申出を行った者に通知する。

（借受方法）
第８条　前条により、貸付決定を受けた借受者は、物品貸付決定通知書（様式第２号）の貸付日及び引渡場所において、当該通知書を提示して物品を借り受けるものとする。

（物品の使用、管理及び責務）
第９条　借受者は、貸付物品を、その目的に反して使用し、譲渡、交換又は担保に供してはならない。
２　借受者は、作業実績を作業日誌（様式第３号）に記帳する。
３　借受者は、貸付物品の全部又は一部をき損又は滅失したときは、直ちに所長に状況を報告し指示を受けるとともに、その損害を賠償しなければならない。
４　借受者は、貸付物品を使用するに当たり、借受者の責任と負担により、常時これを点検・管理（清掃、オイル類等の補給、消耗品の交換等）しなければならない。
５　刈刃は、原則、借受者が所有するものを使用する。ただし、所長が認める場合は、賀茂農林が所有する刈刃を使用できるものとする。
６　貸付物品の移動中、作業中などに発生した事故等については、借受者が一切の責任を負う。

（安全作業）
第10条　所長は、借受者に対し、物品の使用方法等について指導を行う。
２　借受者は、安全作業を行うため取扱説明書に基づき、使用時には始業・終業点検を行い、草刈機点検確認表（様式第４号）に記録する。
３　点検、清掃、異物除去等については、必ずエンジンを停止して行う。

（返　還）
第11条　借受者は、貸付物品を返還するときは、清掃及び点検整備を実施し、草刈機点検確認表（様式第４号）に記録する。
２　借受者は、貸付物品を返還するときには、燃料を満量にし、第９条第２項の作業日誌（様式第３号）、前条第２項の使用時における草刈機点検確認表（様式第４号）及び同条第１項の草刈機点検確認表（様式第４号）を添える。
３　所長は、返還時において物品に不具合が判明した場合、借受者に修繕等を求めることができる。

（賀茂農林による点検）
第12条　所長は、貸付物品について定期的に点検を行う。

（貸付台帳）
第13条　所長は、貸付の状況等を明確にするため、物品貸付台帳(様式第５号)を整備する。

（補　則）
第14条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、所長の指示による。

附　則　　この要綱は、平成23年９月15日から施行する。
附　則　　この改正は、平成24年８月31日から施行する。